

スポーツコミュニティダイナミック加入約款

公益財団法人北陸体力科学研究所(以下公益財団と略称)が設置する諸施設(以下ダイナミック施設と略称)につき、会員制度組織(以下本会と略称)による利用は本約款の定めるところによる。

第1条 (名称)

本会は、スポーツコミュニティダイナミックと称する。

第2条 (管理および運営)

本会の管理および運営の基本事項は、公益財団が決するところによる。

第3条 (事務所)

本会の事務所は、石川県小松市八幡イ13番地1公益財団事務所に置く。

第4条 (目的)

本会は、公益財団が設置、経営、管理もしくは提携するダイナミック施設を利用して、公益財団の設立趣意ののっとり、会員の心身双方の健康の維持および増進を図るとともに、会員相互の親睦をたかめることを目的とする。

第5条 (会員の種別)

1 本会の会員については、個人会員のほか法人および代表者の定めのある団体会員(以下法人会員と略称)も認める。

2 本会の一般個人会員に付随して家族会員を認める。

第6条 (会員資格の取得)

1 会員になろうとする者は、公益財団に対し所定の様式による加入申請をし、公益財団から所定の様式による会員証の交付を受けなければならない。未成年者、禁治産者もしくは準禁治産者の加入申請については、本人たる個人会員のほか法定代理人が連署していなければならない。本人と連署した法定代理人は、本人と同様の責任を負うものとする。

2 未成年者、成年被後見人の加入申請については、その法定代理人(親権者、成年後見人)が代理して行い、被保佐人、被補助人の加入申請については、保佐人、補助人の同意等を要するときは、かかる同意等に基づき行うものとする。

3 会員の資格は、会員たる期間が終了した場合には、別に定めるところにより、会員継続金の納入により更新することができる。

第7条 (会員の欠格事由・会員資格の喪失)

1 会員になろうとする者が次のいずれかに該当する場合、本会の会員資格を有しないものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

(3) 法人その他の団体の構成員が暴力団員に該当する者であるとき。

2 会員に次のいずれかの事由が生じたときは、会員たる資格を喪失する。

(1) 資格の更新をしなかったとき。

(2) 個人会員の死亡もしくは法人会員の解散。

(3) 第9条に定める会員の権益の譲渡があったとき。

(4) 退会の申出を公益財団が承認したとき。

(5) 公益財団から除名の処分を受けたとき。

第8条 (会員の除名)

会員に次のいずれかの事由があるときは、公益財団の決するところにより本会から除名することができる。

(1) 公益財団もしくは本会の諸規定に違反したとき。

(2) 公益財団もしくは本会の名誉を傷つけたり秩序を乱す言動があったとき。

(3) 公益財団へ納入すべき金額の支払を3か月以上遅滞したとき。

(4) 会員、個人会員の利用家族、会員の同伴者が第7条第1項各号に該当する者であることが判明したとき。

第9条 (会員の権益)

1 会員は、公益財団が定める範囲および条件で、ダイナミック施設を利用し、個人会員にあつては家族、法人会員にあつては構成員をしてダイナミック施設を利用させ、または、会員の同伴者としてダイナミック施設を利用させることができ、公益財団が与えるその他の特典を有する。

2 会員は、前項の権益(以下会員権と略称)を有するとともに、家族・構成員または同伴者のダイナミック施設の利用に伴う一切の費用および義務につき連帯責任を負担する。

3 会員権の行使は、次のいずれかの事由があるときは制限もしくは停止されることがある。

(1) ダイナミック施設の定休日にあたるとき。

(2) 気象、災害、その他の事由によりダイナミック施設の利用が不能もしくは困難となったとき。

(3) ダイナミック施設の改修もしくは補修が必要となったとき。

(4) 公益財団が関係する学会等の公的催事が必要となったとき。

(5) 利用申請が重複して調整が困難なとき。

(6) 経営上その他の観点からダイナミック施設の閉鎖を必要とするとき。

4 会員権の行使にあつては、本会が交付するダイナミック利用カードを携帯するほか、公益財団が定めるダイナミック施設の施設利用料を負担しなければならない。

5 会員権の行使(家族、構成員、同伴者によるダイナミック施設の利用を含む)にあつては、公益財団が別に定める事項(施設ご利用に際してのご案内、施設ご利用のマナー等)を遵守しなければならない。

第10条 (入会金)

1 会員は、公益財団に対し、本会への入会にあつて、公益財団の定める入会金を納入しなければならない。

2 入会金は、一括納入とし、返還しないものとする。

第11条 (年会費及び月会費)

1 会員は、公益財団に対し、公益財団の定める期限までに年会費及び月会費を納めなければならない。

2 年会費及び月会費は、ダイナミック施設の維持および本会の経費に支弁するものとし、返還しないものとする。

第12条 (会費等の徴収)

公益財団は、会員に対し、入会金、書替登録料、年会費及び月会費もしくは施設利用料につき、未納のものがあるときは会員資格を喪失した後も徴収することができる。

第13条 (会員の地位の譲渡)

1 会員の地位及び会員権は譲渡することができない。但し、会員は、公益財団の承認のもとに、所定の様式による届出をして譲渡することができる。

2 会員の地位の譲受人は、公益財団に対し、公益財団の定める書替登録料を納入のうえ、公益財団から会員証の交付を受けるものとする。書替登録料は返還しない。

3 会員の地位の譲渡があったときは譲渡人は公益財団に対する一切の権利および権益を喪失し、譲受人は譲渡人と同一条件で譲渡人の有していた一切の権利、権益、義務および地位を承継する。

第14条 (家族利用権等の随伴性)

個人会員の家族、法人会員の構成員および会員の同伴者のダイナミック施設の利用に関する権利は、会員権の移動とともに移動するものとし、独立には譲渡および移動できないものとする。

第15条 (事故等の責任)

1 会員権の行使に際して生じた人的および物的な事故については、公益財団および本会は責任を負わない。

2 会員権の行使にあつて公益財団、本会または第三者に対して損害を及ぼしたときは、会員は損害を発生させた者と連帯して損害を賠償しなければならない。

第16条 (会員の届出義務)

1 会員は、住所、名称、ダイナミック施設を利用させる家族もしくは構成員に変更があったときは、公益財団が定める様式により速やかに本会へ届出なければならない。

2 本会の会員に対する通知は、会員から届出られた住所へ宛てて発送するものをもって足る。

第17条 (加入登録料等の変更)

入会金、会員継続金、書替登録金、会費、ダイナミック施設の利用料は、個人会員、法人会員の種別に応じ別に定めるところによるが、経済情勢の変化に応じ公益財団の決するところにより変更することができる。